

2024

令和6年

4

協会けんぽ

職場内で
ご回覧ください

ふくおかだより

令和6年度の保険料率が決定しました

令和6年3月分(4月納付分)から変更となります※任意継続の方は令和6年4月分(4月納付分)からの変更

健康保険料率	
令和6年2月分 (3月納付分)まで	令和6年3月分 (4月納付分)から
10.36%	10.35%

介護保険料率	
令和6年2月分 (3月納付分)まで	令和6年3月分 (4月納付分)から
1.82%	1.60%

健康保険料率が 決まる仕組み

都道府県ごとの保険料率は、『見込まれる支出』(医療費等)を賄うために必要となる『保険料収入』(国庫補助等を除く)の金額に基づいて算出されます。

全支部が一律に負担

高齢者医療制度への拠出金等
高齢者医療制度への拠出金とは
高齢者の医療を支えるための
「支援金・納付金」のこと

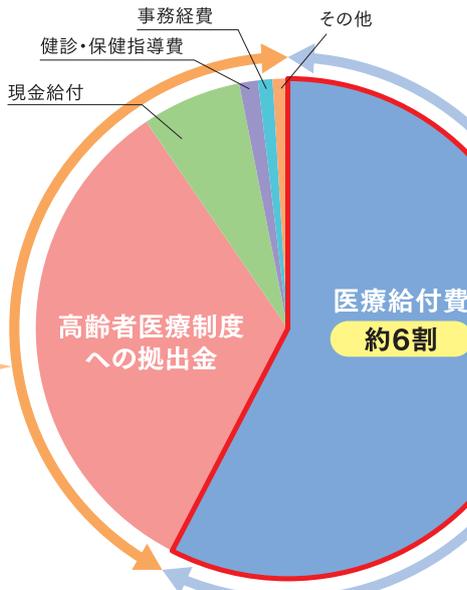
●前期高齢者納付金

65～74歳の前期高齢者の加入率
が高い国民健康保険への財政支
援として、各医療保険者が拠出して
いる。

●後期高齢者支援金

75歳以上の方が加入する後期高
齢者医療制度への財政支援として、各
医療保険者が拠出するもの。
ただし、インセンティブ制度に
より、評価が上位の支部は、
報奨金の付与により負担が
軽減されます。

詳しくは裏面へ!

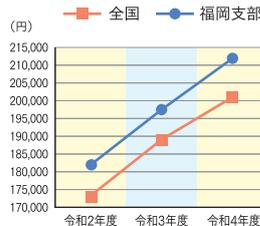


支部ごとに算出

各都道府県支部の加入者の
「1人あたりの医療費」に基づ
いて計算されます。

福岡支部の「1人あたりの医療
費」は全国平均を上回る状況
です。

1人あたりの医療費 全国平均と福岡支部



医療費の伸びを抑制することで、
保険料率の引き下げにつながります

医療費の伸びを抑制するための医療費節約術

1 かかりつけ医を持つ

「はしご受診」をせずにかかりつけ医を持つことで、
病歴・体質・生活習慣等を把握、理解したうえでの
適切な治療を受けることができます。



▲かかりつけ医の
探し方

2 緊急時以外は平日昼間に受診しよう

深夜や休日に受診すると割増料金がかかります。

休日・夜間の受診に迷ったら… #7119(救急安心センター事業)
#8000(子ども医療電話相談事業)



▲詳しくはこちら

3 ジェネリック医薬品を選ぼう

先発医薬品より安価で、同じ有効成分・効果があると国から
認められています。

4 マイナンバーカードで、もっと便利に!

保険証として
利用



詳しくはこちら

マイナンバーで
いつでも医療費情報を確認



詳しくはこちら



インセンティブ制度～令和4年度の実績報告～

インセンティブ制度とは？

「5つの取組(評価指標)」に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じて健康保険料率を引き下げる仕組みです。令和4年度の取組成果が、令和6年度の健康保険料率に反映されます。



福岡支部は

全国**6**位

令和6年度健康保険料の軽減につながりました！

前年度
(令和3年度44位)
より大幅UP!

5つの指標と総合順位結果・皆さまにお取り組みいただきたいこと

1 特定健診等の実施率

令和3年度 42位 → 令和4年度 22位

☑ 協会けんぽの健康診断を受診しましょう

被保険者(ご本人) …生活習慣病予防健診

令和5年度より、一般健診の自己負担額が7,169円から**5,282円**にお安くなりました

令和6年度より、付加健診※の対象年齢が40歳、50歳から、**40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳**に拡大しました

※一般健診に追加できる健診

被扶養者(ご家族) …特定健診

毎年4月頃に対象のご家族がいる被保険者様のご自宅宛てにご案内および受診券(セット券)をお送りしています



2 特定保健指導の実施率

令和3年度 46位 → 令和4年度 3位

☑ 健康サポート(特定保健指導)を利用しましょう

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された方は、無料で健康サポートを利用することができます

3 特定保健指導対象者の減少率

令和3年度 32位 → 令和4年度 20位

☑ 日頃から、運動する・食生活に気を付ける・禁煙する等の健康的な生活を心がけ、生活習慣を見直しましょう

4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

令和3年度 39位 → 令和4年度 11位

☑ 重症化する前に早期治療しましょう

早期発見・早期治療は、健診の最大のメリットです。「医療機関の受診が必要」となった方は、必ず医療機関を受診してください

5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和3年度 11位 → 令和4年度 19位

☑ 医療機関で薬の処方を受ける際には、**医師・薬剤師に「ジェネリック医薬品」を希望する**旨を伝えましょう

事業主様へ

退職者が多数見込まれる時期です!!

保険証(ご家族分を含む)は**必ず回収・返却**してください。



回収後の保険証は早急にご返却ください。

保険証が返却されていない場合、協会けんぽから被保険者ご本人宛に督促通知が届きます。

協会けんぽ福岡支部移転のお知らせ

協会けんぽ福岡支部は **令和6年7月16日(火)** に移転いたします。

新住所

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号コネクトスクエア博多8階

個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません

連絡先

電話番号の変更を予定しています。決定次第改めてお知らせします。

※現所在地での申請書等の受付は **令和6年7月12日(金)** までです。ご提出時はお気を付けてください。

旧住所が記載された保険証や限度額適用認定証等は、引き続きお使いいただけます。

発行者



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング9階
092-283-7621(代表) (受付時間) 平日 8:30~17:15